



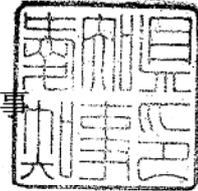
3 環活第 560 号

令和 4 年 3 月 4 日

国土交通省

中部地方整備局長 殿

愛 知 県 知 事



浜松湖西豊橋道路計画段階環境配慮書についての知事意見について
(通知)

このことについて、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 3 条の 7 第 1 項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、別添のとおりです。

担当 環境局環境政策部環境活動推進課

環境影響・リスク対策グループ

電話 052-954-6211 (ダイヤル)

浜松湖西豊橋道路計画段階環境配慮書についての知事意見

事業予定者は、以下の事項について十分に検討した上で、事業計画を策定するとともに、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の図書を作成する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 配慮書において設定された複数案を絞り込んだ経緯及びその内容について、方法書において丁寧に記載すること。
- (2) 事業計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること。

2 大気質、騒音及び振動

道路の新設又は拡幅により、自動車の走行に伴う大気質、騒音及び振動による生活環境への影響が懸念される。

このため、生活環境への影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

3 地形及び地質、動物、植物、生態系、景観並びに人と自然との触れ合いの活動の場

案①は重要な地形及び地質、動物の重要な種の生息地、県立自然公園、主要な眺望点、景観資源並びに人と自然との触れ合いの活動の場を、案②は重要湿地及び人と自然との触れ合いの活動の場を通過するルート帯となっていることから、これらへの影響が懸念される。

このため、地形及び地質、動物、植物、生態系、景観並びに人と自然との触れ合いの活動の場への影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

4 その他

- (1) 配慮書の案において、環境影響評価法に規定する事業実施想定区域及びその周囲の概況並びに計画段階配慮事項の検討に係る調査及び予測の結果が具体的に記載されていないことから、住民等の意見聴取がきめ細やかに実施されていないと考えられる。また、本配慮書においても、これらの事項が具体的に記載されていない。

このため、方法書以降の手続においては、事業実施区域及びその周囲の概況並びに調査及び予測の結果を具体的に図書に記載した上で、環境の保全の見地からの意見を求めること。

- (2) 方法書以降の図書の作成に当たっては、配慮書の案に対する住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。